

○副議長（福島直子君）次に、輿石かつ子君。

〔輿石かつ子君登壇、拍手〕

○輿石かつ子君 栄区の輿石かつ子です。

まず初めに、マンション防災の推進、よこはま防災力向上マンション認定制度について伺います。

総務省の5年前の調査によると横浜市的全住宅数は183万5800戸あり、そのうちの6割の110万戸をマンションなどの共同住宅が占めていますので、横浜市全体の防災体制強化にマンションの防災力向上は不可欠であり、また近道であると考えます。そこで、私は建築局が行っているよこはま防災力向上マンション認定制度を応援しています。災害時にマンション住民が自宅マンションにとどまってくださることで地域防災拠点の受入れ負担が軽くなるなど近隣の戸建て住宅にお住まいの住民にとってもメリットは大きく、マンション管理組合の防災対策を後押しするために、この認定制度を有効に活用するべきと考えます。横浜市中期計画2022～2025では令和7年度末までに50件の認定を行うことを目標にしていますが、110万戸の住宅数を思うと、この目標設定は検討の余地があるとは存じます。しかし現在の認定数は既に35件となり、予定より早く1年前倒して目標の50件に達すると聞いています。

そこで、これまでの実績に対する現状認識について伺います。

マンションの皆様からは防災意識の継続、コミュニティーの強化、資産価値の向上などメリットにいち早く気づいて認定を目指してきたと聞き及びます。日頃は許認可などの厳格さを旨とする業務が多い建築局にとっても、認定を目指す市民の皆様と身近に接して多くの気づきを得る機会となっていると伺います。

そこで、制度を推進していく中で期待される効果やメリットについて伺います。

過去の大地震の統計を見ると、多くのマンションが被災をする中でも大破に至ってしまったマンションは東日本大震災で0.1%、熊本地震で0.8%、阪神・淡路大震災で1.6%とあります。耐震補強されたマンションは、その構造上堅固な建物であるため継続して居住できる場合も多く、災害に強い箱物であると言えるのではないのでしょうか。今後はより高い目標を掲げて認定マンションを増やすことと認定後の防災力の実効性を高めることが重要であり、そのため認定マンション間のネットワーク形成も欠かせないと考えますが、市長の見解を伺います。

よこはま防災力向上マンション認定制度の充実をきっかけに、マンション防災について横浜市防災計画内での位置づけを明確にし、マンションにも地域防災拠点のように公的な備蓄品を配備し、副次的な避難所として機能するよう支援するといった施策も考えられます。そこで、マンションに対して行政としてインセンティブを示し、その防災上の取組をさらに推進することが必要と考えますが、見解を伺います。

自助努力を重ねて自主的に防災の取組を推進しているマンションに対して行政が適正に評価し後押しをすることがマンション住民の被災時における自主自立につながります。こうした視点を取り入れて、さらなるマンション防災の推進に向けて一步踏み込んだ施策展開を期待して、次の質問に移らせていただきます。

次に、新型コロナワクチン接種後の実態と今後について質問します。

私は2年前の令和4年3月予算特別委員会において子宮頸がんワクチンの重篤な副反応の問題について質問をし、引き続いて新型コロナワクチンについても接種のリスクマネジメントを徹底するように求めました。現在、コロナワクチンに関する状況はどうなっているのか、厚生労働省や横浜市の公開情報を改めて確認をし、皆様にも御一緒に真剣に考えていただきたいと思い、質問をさせていただきます。

予防接種後に健康被害が生じた際にはお住まいの自治体に申請をして国から給付を受けるという予防接種後健康被害救済制度があります。厚生労働省のデータによると、令和6年1月31日現在、全国の診察数は1万135人、そのうち認定者は6088人、否認が1090人、保留が56人となっています。何とそのうちの死亡事例は1158人とのことです。今年2月5日発行の日経ビジネス特集記事では、過去45年間の全てのワクチン健康被害を合計した数、3522件の1.6倍にも上るとありました。さて横浜市はどうなっているのか。先ほども太田議員から発言がありましたが、医療局に確認したところ、今年1月30日現在で300人の診察をし、そのうち死亡事例は33人と回答いただきました。認定は127人、否認は29人、残り144人はまだ未確定、死亡者も認定されたのは7人で、否認はゼロ人、残りの26人は未確定となっています。多くは申請をしても承認などの結果が出るまで1年以上かかっており、何の支援もされないままに過ごしている市民も多数いらっしゃるということになります。また、申請者の年齢別内訳が気になるところですが、何と20歳未満が17人、20歳代が27人、30歳代は38人、40歳代51人、50歳代49人、60歳代33人、70歳代55人、80歳代が22人、90歳代は8人と全ての年齢層に及んでいます。現役世代が多数いらっしゃる事が分かります。ぜひ皆様も、もしも御自分のお子さんがそうなったらと考えてみていただきたいと存じます。横浜市長は国の方針に従って事業を推進し、横浜市会がそれを承認したわけですから、市民の中に健康被害が生じている事実、この数字を通じて市長も我々も把握しなければならないと思います。

そこでまず、かつてない規模の横浜市民の健康被害の実態について市長の見解を伺います。

数字の向こうに市民一人一人の現実があるのだということを見ないふりをしてはいけないと思います。私は先日、40歳代の弟さんを亡くされた方とお話をしましたが、持病もなく元気だった弟さんは職場で必要と言われて接種をし、数日後、珍しく仕事に来られないので自宅を同僚が尋ねたところ、既に亡くなられていたとのことでした。この方のお父さんは怖

くなり、御自身の2回目の接種はキャンセルしたとのこと。悲しみの中で息子さんの状況から行動を変えられたということでもあります。事前にもっと知っていればとおっしゃる人にたくさんお会いをしています。この先も私たちは市民の健康、命に大きく関わる施策や事業を選択、実行し続けていくこととなりますが、健康被害の数字データのほかにも横浜市には様々な情報が集まります。事業決定に当たっては、国からの指示に従うばかりではなく、そのデータや情報を自ら解釈するデータドリブ的な行動が重要だと思います。国立感染症研究所の発表によりますと、超過死亡者数は2020年と2022年の間で何と10桁違っています。そういった事実をしっかりと集める必要があると思います。また、予防接種に関しては、最も重要な情報源としてファイザーやモデルナ、アストラゼネカなど、それぞれのワクチンごとに製造事業者により発行される適正使用ガイドの説明書があります。その中にはワクチンの効能への期待と併せて薬剤の成分なども詳細に記載をされています。

そこで、市長は製薬メーカーによるワクチンの注意事項等が記載された説明書を事前によく読んで知っていたのか、また、医療機関や市民が理解を得られるまで十分な告知がなされたと考えているのか、市長の見解を伺います。

これらの書類は専門用語が多く難解な内容と膨大な量となり、一般にはとても分かりにくいものですが、すごく重要な内容が記載をされており、市民にとってはもちろんワクチン接種事業に協力する医療機関の方々など全ての方が知るべき内容です。接種開始に当たって当初、私が目を通した説明書でも薬剤は劇薬指定であること、心筋炎や心膜炎など生死に関わる重たい副反応リスクがあること、若年者の知見がないことなどが目に留まり、多くの人にその情報を伝えました。横浜市はこの先も予防接種の実施自治体としての業務を担うこととなりますが、それには市民が深く理解できるまでその医療行為のメリットとリスク、発症する可能性のある症状、治療方法が確立されていないこと、健康被害が生じても申請から支援まで道のりが長いこと、避妊もあることなどしっかり伝えて、時には足を止める必要があると思います。

そこで、ワクチン接種に当たって副反応と被害が出てもすぐに支援されるわけではないことを含めて、これまで以上に情報提供を行うべきだと考えますが、市長の見解を伺います。

ワクチン接種をして被害に遭った方は、国の方針に従って協力した末に突然我が身に想定外のことが襲うこととなり、原因を知ることもできず苦しんでいるような状況です。原因分析と再発防止にもっと力を注ぐべきだと思います。これを車社会に例えると、交通事故が起こるのは仕方がないと言って放置するのではなく、事故の状況や関連データ、予防策などを出して積極的に事故防止を目指しますが、その行為は車社会に反対するという行為でしょうか。むしろ車社会を推進するためにこそ、分析を進めているのです。予防接種にもそのような取組が必要だと私は考えております。

さて本日、私がこのようなことを訴えているもう一つの理由に、国際的な大きな動きを市

民の皆様をはじめ多くの方々と共有したいという思いがあります。WHO、世界保健機関が今年5月の総会で国際保健規則 IHR を改訂し、パンデミック条約というものを制定しようとしています。大前提として確認する必要があるのは、WHO は厳密には国連機関ではなく民主的手続で選ばれた組織ではないということ、この予算は加盟国による拠出金を上回る限られた一部の私企業による巨大献金によるものであるということです。そのWHO がほぼ書換えと言える IHR の改訂をしようとしており、問題点はWHO の決定を勧告から義務にする、緊急事態の定義を事務局長1人の独断で決める、潜在的緊急事態も含む、人々の尊厳、人権、基本的自由の尊厳を削除する、各国の保健製品生産に介入する、強制医療、情報の検閲などが挙げられます。これにより各国の憲法を覆し、国家や国民の主権が損なわれ、ひいては人権侵害につながる非常に危機的な問題が進行しているということです。さらに問題なのは、重大な議論が進んでいるにもかかわらず、ほとんどの日本国民が知らないということです。現在世界中がこの動きに巻き込まれており、各国が審議の基となる IHR 改訂案について意見を述べ、公表していますが、日本は国民にさえその内容を公表することなく、実態を知ることができないでいます。私たちは、かつてのWHO の純粋かつ公平な指針と健康増進策の掲示に期待をし、そのガイドラインに従っておりましたが、大きく変容しているWHO に代わる世界的な連合体が必要なのではないかと訴える専門家も多数発言しています。

市長も御存じかもしれませんが、2021年にイギリスでWCH、ワールドカウンシルフォーヘルスという国際的連合体が発足しました。医師、法律家などから構成され、世界50か国200団体が加盟をしています。2023年5月にはその日本支部が設立され、趣旨に賛同する国会議員や地方議員から成る超党派の議員連盟も結成され、既に3回の総会が開かれています。WCH が目指すものは、健康のためには1つの方法を人々に押しつける強制されたワンワールド、ワンヘルスではなく、よりよい方法を国民一人一人が自由に選択し、自らの健康と幸福をコントロールできるようにするというものです。国レベルの調整や交渉において地方議員や自治体に与えられた権限は小さいかもしれませんが、横浜市民の健康と命と自由を守る最後のとりでとして、横浜市長として情報を収集し、市民の理解が深まるよう情報提供しなければならないと私は思います。私のこの訴えをお酌み取りいただき、ぜひとも御協力をいただきたいと思います。

そこで、このような国や世界の人々の健康を守る動きについて市長の見解を伺いたいと思います。

WHO の決定に抵抗するにはWHO を脱退するしかありません。既に脱退を表明している国も数か国あります。日本人の私たちの自由を守るためには、この状況に気づいた国民の数を増やすしかありません。WCH のホームページをぜひ御覧になっていただき、毛嫌いすることなく情報を集めてくださるよう全ての皆様をお願いをして、質問を終わりたいと思います。（拍手）

○副議長（福島直子君） 山中市長。

〔市長 山中竹春君登壇〕

○市長（山中竹春君） 輿石議員の御質問にお答えします。

マンション防災の推進について御質問をいただきました。

よこはま防災力向上マンション認定制度の実績に対する現状認識についてですが、様々な機会を捉えて周知に努めてきており、多くの市民の皆様や事業者の方々から認定制度に高い関心をお寄せいただきました。そのほとんどが既存の分譲マンションであり、防災活動に熱心に取り組むなど管理組合の防災意識を高める後押しになっていると感じております。引き続き、地域防災力の向上に向けまして認定の促進に取り組んでいきます。

期待される効果やメリットについてですが、市内の全住宅の約6割を占めるマンションの防災対策に取り組むことで、安全安心なまちづくりにつながります。また、本市のブランド力の向上にも寄与すると考えています。認定の取得を通じましてマンション住民の防災意識の醸成やコミュニティーの強化、周辺の自治会町内会との連携の強化など、マンションのみならず地域全体の防災力の向上が期待できると思います。

認定マンション間のネットワークの形成が欠かせないとのことですが、認定を受けるマンションを増やしていくため、制度を広報、周知するだけでなく、認定されたマンションの先進的な取組事例の情報発信や専門家派遣などの支援を積極的に進めます。防災対策に熱心に取り組まれているマンション同士の交流の機会を創出し、ネットワークの形成を図ることで、この取組が市全体に広がりますよう積極的に推進していきます。

マンション防災の取組を推進すべきとのことですが、耐震基準を満たしたマンションは被害が軽微であれば在宅避難が可能になることを踏まえ、新たな地震防災戦略を検討する中で防災におけるマンションの位置づけを明確化するなど必要な検討をしていきます。

新型コロナワクチンの接種について御質問をいただきました。

市民の健康被害の実態に対する見解であります。健康被害救済制度は医学的な因果関係の評価までは必要といたしません。予防接種後に健康被害が生じたときが認められた方を迅速に救済する国の制度であり、その制度を利用した市民からの申請件数等は把握してございます。今後も接種後の症状によって国の健康被害救済制度の申請を希望する市民の皆様の相談に丁寧に応じ、適切に対応してまいりたいと思います。

ワクチンの説明書と告知についてですが、使用するワクチンの説明書については承知しております。本市では、説明書の内容を対象者に確実にお知らせできるよう、接種券送付の際に同封しておりますほか、ウェブサイトでも公表しております。また、医療機関に対しても説明書等を個別に送付し、予診時の確認に御利用いただくなどしっかりと取り組んでおります。

リスクを含めこれまで以上に情報提供を行うべきとのことですが、これまでも新型コロナ

ワクチンの有効性や接種後に生じ得る副反応、また健康被害救済制度などにつきましてリーフレットやウェブサイトを通じた周知を行ってまいりました。また、接種券送付の際の御案内や予診時の御説明などを通しまして、対象者に個別にお伝えをしているところであります。今後も国の発表するワクチンの有効性や安全性、健康被害救済制度などについて市民の皆様にお伝えをしてまいります。

ワールドカウンスルフォーヘルスや国会での超党派議員連盟などの活動に対して協力をすべきとのことですが、国際保健規則の改正やパンデミック条約の制定につきましては、国家レベルで交渉及び判断すべき国の所管事項であります。自治体としては、引き続きその推移を見守ってまいります。

以上、輿石議員の御質問に御答弁を申し上げます。